

○厚生労働省令第十八号

薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号)第三条及び第十一条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月一日

厚生労働大臣 根本 匠

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令  
薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。  
様式第一（第一条関係）

薬 剂 師 免 許 申 請 書

収 入  
紙 印

1 年 月 施行第 回薬剂師国家試験合格  
(受験地 ) 合格証書番号第 号

2 成年被後見人又は被保佐人ではありません。

3 罰金以上の刑に処せられたことはありません。(あるときは、その罪、刑及び刑の確定年月日)

4 薬事に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません。(あるときは、違反の事実及び年月日)

5 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)  
有・無

上記により、薬剂師免許を申請します。

年 月 日

本 籍 (国籍)  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
年 月 日生  
電 話 (男・女)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 領収証書は、裏面に貼ること。
- 5 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

様式第三を次のように改める。

様式第三（第四条関係）

薬 剂 師 免 許 証

本籍地都道府県名(国籍)

氏名

年 月 日生

薬剂師法(昭和三十五年法律第四百十六号)により免許された薬剂師である(ハ)を証明する。

年 月 日

厚生労働大臣

印

薬剂師名簿登録番号

薬剂師名簿登録年月日

備考 免許の申請時等に旧姓の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて記載する。

様式第四を次のように改める。

様式第四 (第五条関係)

### 薬剤師免許証書換交付申請書

収入紙印

- 1 登録の年月日
- 2 薬剤師名簿登録番号
- 3 書換交付申請の理由
- 4 旧姓併記の有無。(有の場合は希望する旧姓)  
有・無

上記により、薬剤師免許証の書換交付を申請します。  
年 月 日

本 籍 (国籍)  
住 所  
ふりがな  
氏 名  
電 話  
年 月 日  
Ⓜ (男・女)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書でばつきりと書くこと。
- 3 収入印紙には、消印をしないこと。
- 4 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用する(2)がよい。